

25 小田原合戦(秀吉の小田原攻め)と農民

～戦場の村々～

1 関東惣無事令と小田原攻め

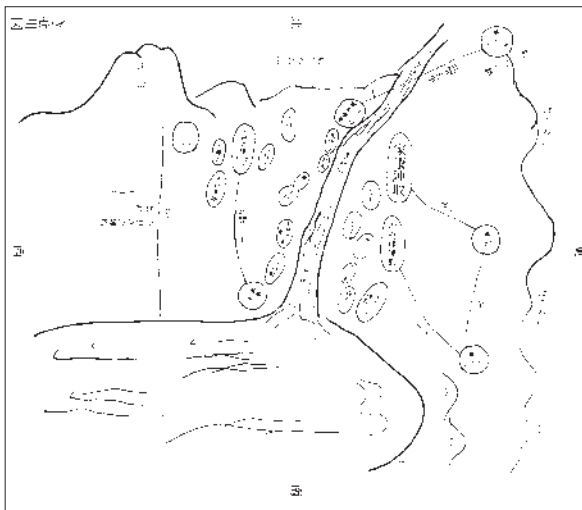
1589(天正17)年11月、北条氏家臣猪俣邦憲が真田領の名胡桃城(群馬県)を攻略した。これが惣無事令違反として豊臣秀吉の怒りを買ひ、北条氏は討伐を受けることになる。惣無事令とは、大名間の私闘停止と秀吉による領土紛争の裁定を定めた豊臣政権の政策である。

実は、関東惣無事令が発令された1586年末頃から、北条氏は秀吉との対決を予想して領内の防衛体制を固め始めていた。伊豆方面については、山中城の守将松田康長が「箱根路は当城、片浦口は韮山、川村口は足柄の城、三ヶ所に極わまり申し候」(『静岡県史』資料編8中世四 1042頁)と箱根別当に述べているように、東海道の山中(三島市)・熱海道の韮山(伊豆の国市)・足柄道の足柄(小山町)・神奈川南足柄市の3城が拠点として整備された。また、秀吉方の水軍に備えては長浜城(沼津市)や下田城(下田市)が防衛拠点となった。

2 戦の最前線となった県東部地域

一方、秀吉は①東海道諸国や美濃・近江の軍勢は徳川軍を先鋒として東海道を東行すること、②加賀・信濃・越後の北国勢は前田利家の指揮の下に関東北部から侵攻すること、③中国・四国・伊勢・紀伊などの水軍は東海道沿岸を進むこと、という基本的戦略を立て、総勢22万人もの軍勢を動員した。そして、自らの出陣を1590(天正18)年3月1日とし、秀吉到着までは軍事行動を

〈図1〉小田原陣之時黄瀬川陣取図



『沼津市史』史料編古代・中世550頁より

起こさないようにと命じた。しかし、実際は3月3日には三島で、翌日には黄瀬川で戦闘が行われている。そして、6日以前には豊臣水軍が伊豆沿岸に放火し、北条方の長浜城は陥落していた。

〈図1〉は毛利家文庫に伝わる「小田原陣之時黄瀬川陣取図」を改変したものである。「今日までの陣取りかくのごとし 三月十日」とあるので、3月10日段階での豊臣軍の布陣であることがわかる。これによると、黄瀬川沿いに織田信雄・蒲生氏郷らが韮山城、家康が山中城、ながくぼじょう(長久保城)の家康軍は足柄城に向けて陣を構えていたことがうかがえる。県東部の駿東郡(駿

河郡)域は北条氏との戦いの最前線に位置していたのである。

秀吉は3月27日に沼津に入り、翌日に山中・韮山両城への攻撃を命じた。29日、豊臣軍主力67,800人を投じた山中城への攻撃が開始された。激戦であったが守備兵は4,000～5,000人ほどであり、山中城は午前中には落城してしまう。こうして4月下旬までには韮山城周辺を除く伊豆の

全域が秀吉の支配下に入った。

3 合戦下の農民たち

小田原合戦の際、北条と徳川の境界地域の農民たちはどうしたのだろうか。

1589（天正17）年12月と翌年正月にかけて秀吉禁制が静岡県下に発給されるようになる。禁制は「禁制」の書出しで始まり、その内容は「軍勢甲乙人等濫妨狼藉事」「放火」などを禁じたものであった。さらに、禁制の内容を具体的に示した掟書も残されている（史料1）。

禁制は幕府や大名が禁令を広く告知する場合に出されたが、戦国時代には戦乱の兵火を避けるために、寺社や農民も戦鬪に先立ってあらかじめ申請をして禁制を手に入れた。秀吉は惣無事令下において一国単位で禁制を発給した。だが、農民にとってこれで平和が維持できるわけではなかった。たとえ味方の軍隊であっても、経済的な負担を覚悟の上で禁制・掟書を申請していったのである。

では、秀吉軍と敵対した北条領国下の農民の場合はどうであったのだろうか。箱根山中の底倉村（神奈川県箱根町）は4月1日に家康軍によって蹂躪された。すると、底倉の有力百姓安藤隼人は家康のもとを訪れ、そのついで秀吉の禁制を入手した。つまり、北条氏との縁を切り、秀吉の傘下で生き残る選択をしたのであった。

また、秀吉軍の侵攻をうけた伊豆の村々では「小屋入り」を行った所が多かったようである。小屋入りとは、戦乱を避けるために裏山などの森林に小屋を造って避難する行為であると考
えられている。家康家臣本多正信が1590年4月23日に大平郷

（沼津市）の土豪星谷修理に宛てた書状には「豆州在々小屋入り仕り候百姓衆」（『静岡県史』資料編8中世四 1065頁）とあり、それを裏づける。さらに、1649（慶安2）年9月15日の江梨村（沼津市）の史料には「小田原落去致し候時、こや入り仕り候故、網舟をやきはらい申すに付、江梨村百姓どもかつめい（渴命）におよび申す間、太閤様御入国の節御朱印を頂戴致し、こやより罷り帰る」（『沼津市史』史料編 漁村 207頁）とある。小屋入りし、秀吉軍に網船を焼かれ、渴命（生命の危機）状態に陥った江梨村百姓は秀吉の「御朱印」を入手して治安維持をしてもらい、小屋から帰村したのである。この「御朱印」とは、「條々」の書出しで始まり「地下人百姓等、急度還住せしむべき事」「軍勢甲乙人還住の家、陣取りすべからざる事」などを内容とする3か条の掟書で、「還住の制札」ともよばれる。

このように、戦乱のなかで農民たちは軍勢に多くの米や銭などを支払って禁制を入手したり、小屋入り（「山籠り」「小屋上り」ともいう）を行って自力で村や自分たちを守ろうとした。

1590年7月、北条氏直は秀吉に降った。これにより早雲以来5代にわたった北条氏も滅亡し、戦国時代は実質的に終了する。

〈参考文献〉

藤本久志『新版 雑兵たちの戦場 中世の傭兵と奴隷狩り』（朝日新聞社）

『沼津市史』通史編 原始・古代・中世 第3編第3章第5節

〔史料1〕
定 駿州御厨屋内竹下
一軍勢味方の地をいて、乱妨狼藉の輩、一銭さりたるへき事
一陣取にをいて、火を出す族あらは、からめとり出すへし、自然
逐電せしめは、其主人罪科たるへき事
一ぬか・わら・薪・さうし以下、亭主二相ことハリ可取之事
右条々、若令違犯者、忽可被処敵科之旨被仰出者也
天正十七年十二月 日〇（豊臣秀吉朱印）
〔静岡県史〕資料編8中世四 966頁